## 工場・事業場等の騒音・振動規制について

騒音規制法・振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例の規制地域



※さいたま市については、埼玉県生活環境保全条例は適用されません。(さいたま市生活環境の保全に関する条例が適用されます。)

## 騒音の規制基準(単位:デシベル)

	時間区分	朝	昼	タ	夜
区	域区分	午前6時 から 午前8時	午前8時 から 午後7時	午後7時 から 午後10時	午後10時 から 午前6時
1 種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45	50	45	45
2 種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域)	50	55	50	45
3 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	50
4 種	工業地域 工業専用地域(一部地域)	65	70	65	60

振動の規制基準(単位:デシベル)

	時間区分	昼	夜
区址	或区分	午前8時 から 午後7時	午後7時 から 午前8時
1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域)	60	55
2 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65	60

- (注) 1 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値です。
  - 2 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき 定めていますが、一部異なる地域があります。
- 3 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人 ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から 5デシベル減じた値とします。(騒音の1種区域除く。)

## 騒音規制法・振動規制法

特定施設(日本標準商品分類を参考に分類しています。)

騒 音	振動
1 金属加工機械※ イ 圧延機械(定格出力の合計が22.5kW以上) ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン(ロール式、定格出力が3.75kW以上) ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ 機械プレス(呼び加圧能力294キロニュートン以上) ヘ せん断機(定格出力3.75kW以上) ト 鍛造機 チ ワイヤーフォーミングマシン リ ブラスト(タンブラスト以外のもので密閉式を除く。) ヌ タンブラー ル 切断機(といしを用いるものに限る。)	1 金属加工機械※ イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ せん断機(定格出力1kW以上) ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン(定格出力37.5kW以上)
2 空気圧縮機及び送風機(定格出力が7.5kW以上)	<b>2 圧縮機</b> (定格出力が7.5kW以上)
3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 (定格出力7.5kW以上)	3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 (定格出力7.5kW以上)
4 織機(原動機を用いるものに限る。)	4 織機(原動機を用いるものに限る。)
5 建設用資材製造機械※	5 コンクリートブロックマシン
イ コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除く、混練容量0.45m <sup>3</sup> 以上) ロ アスファルトプラント(混練重量200kg以上) 6 穀物用製粉機(ロール式、定格出力7.5kW以上)	(定格出力の合計が2.95kW以上) コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (定格出力の合計が10kW以上)
7 木材加工機械	6 木材加工機械
イ ドラムパーカー	イ ドラムバーカー
ロ チッパー(定格出力2.25kW以上)	ロ チッパー(定格出力2. 2kW以上)
<ul> <li>ハ 砕木機</li> <li>二 帯のこ盤</li> <li>(製材用:定格出力15kW以上)</li> <li>(木工用:定格出力2.25kW以上)</li> <li>木 丸のこ盤</li> <li>(製材用:定格出力15kW以上)</li> <li>(木工用:定格出力2.25kW以上)</li> <li>へ かんな盤(定格出力2.25kW以上)</li> <li>8 抄紙機</li> </ul>	
9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	<b>7 印刷機械</b> (定格出力2. 2kW以上)
	8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので、定格出力30kW以上のものに限る。) 9 合成樹脂用射出成形機
11 鋳型造型機※(ジョルト式のものに限る。)	10 鋳型造型機※(ジョルト式のものに限る。)

※印の施設をもつ工場・事業場は公害防止主任者等(施設によっては公害防止管理者等)の選任の必要があります。

## 埼玉県生活環境保全条例

(定格出力0.75kW以上)

7 冷却塔

指定騒音施設	指定振動施設	指定騒音作業
1 木材加工機械	1 シェイクアウトマシン	1 <b>業として金属板</b> (厚さ0.5mm以上)の
イ 帯のこ盤	2 オシレイティングコンベア	つち打加工を行う作業
(製材用:定格出力15kW未満)		2 業としてハンドグラインダーを使用
(木工用:定格出力2.25kW未満)		する作業
ロ 丸のこ盤		3 業として電気のこぎり又は電気かんな
(製材用:定格出力15kW未満)		を使用する作業
(木工用:定格出力2.25kW未満)		
ハ かんな盤		
(定格出力2.25kW未満)		
2 合成樹脂用粉砕機		
3 ペレタイザー		
4 コルゲートマシン		
5 シェイクアウトマシン		
6 ダイカスト機		